

脱炭素化推進事業者補助金

市では、脱炭素経営を率先する事業者に対し、補助金を交付し、事業者の自主的な取組みを支援します。

【補助対象者】

市内に事業所を有する個人または法人とします。

【補助対象事業】

- 1 脱炭素化推進設備の導入事業
- 2 脱炭素経営に関する計画策定等に係る事業
- 3 エネルギー利用最適化に向けた各種診断及び分析に係る事業
- 4 経営者及び従業員を対象とした脱炭素経営理解促進に関する研修に係る事業
- 5 その他脱炭素化の推進に係る取組みとして市長が適当と認める事業

【補助対象経費】

- 1 報償費及び旅費、2 需用費、3 役務費、4 委託料、5 工事費、6 備品購入費、7 その他市長が特に必要と認める経費

【補助金額】

対象経費額（限度額10万円）



【募集開始日】

令和5年8月1日（火）～

【申請方法】

申請書類を作成し、下記提出先まで、次のいずれかの方法により提出してください。

- 1 持ち込み、2 郵送、3 電子メール

（提出先）〒678-8585 相生市旭一丁目1-3 相生市環境課

Tel0791-23-7131 メールアドレス：kankyo@city.aioi.lg.jp

【申請書類】

- 1 交付申請書（様式第1号）、2 事業計画書（補助対象事業の内容及び補助対象経費が分かるもの）、3 市税完納証明書、4 誓約書

【実績報告】

対象事業完了後、次の書類のうち必要なものを提出してください。

- 1 実績報告書（様式第3号）、2 請求書（様式第5号）、3 脱炭素化推進設備写真、4 脱炭素経営に関する計画書、エネルギー利用最適化診断及び分析に係る報告書等

（注）先着順。予算額に達し次第受付終了。